

令和7年度

登別市財政的援助団体等監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 1 6 8 号

令和8年3月30日

登 別 市 長	小笠原 春 一 様
登 別 市 議 会 議 長	千 田 文 孝 様
登別市教育委員会教育長	安 宅 錦 也 様
登別市選挙管理委員会委員長	和 田 卓 士 様
登別市農業委員会会長	山 下 篤 様

登別市監査委員 草 野 義 彦

登別市監査委員 若 木 康 夫

令和7年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告
の提出について

地方自治法第199条第7項に基づき、監査を実施したので、同
条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり
提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

財政的援助団体等監査報告書

I 財政的援助団体監査

1 監査の期間

令和7年12月12日から令和8年3月26日まで

2 監査の対象団体等

対象部局	補助金等の名称	団体名	交付額(円)
総務部	政務活動費	市民・前進	1,680,000
	政務活動費	市政クラブ	1,213,350
	政務活動費	公明党	523,900
	政務活動費	日本共産党	135,075
市民生活部	登別市生活交通路線維持対策事業費補助金	道南バス株式会社	7,069,000
保健福祉部	登別市認定こども園等冷房設備整備補助金	学校法人北斗文化学園	1,029,000
	登別市認定こども園等冷房設備整備補助金	学校法人登別立正学園	64,613,000
	登別市総合事業住民主体サービス (第1号通所事業通所型サービス・活動B) 補助金	花みずき	19,402
	登別市総合事業住民主体サービス (第1号通所事業通所型サービス・活動B) 補助金	ちょこっと茶屋の会	59,811
観光経済部	登別市デジタル化促進補助金	個人及び法人	2,330,000
	登別市空き店舗活用事業補助金	個人及び法人	1,877,000
	登別市太陽光発電設備等導入支援補助金	株式会社アイシン	3,750,000
教育委員会	令和6年度登別市立幌別東小学校閉校記念 事業補助金	登別市立幌別東小学校閉 校記念事業協賛会	600,000

3 監査の方法

令和6年度補助金等執行分の会計、その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、要綱・要領等から決定通知書、実績報告書等の一連の関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から内容について聴取した。

4 監査の結果

監査の結果、財政的援助団体に係る事務処理状況は、適正に執行されていると認められた。

II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の期間

令和7年12月12日から令和8年3月26日まで

2 監査の対象団体等

対象部局	対象施設	指定管理者	指定期間及び 令和6年度委託料
市民生活部	登別市市民活動センター	特定非営利活動法人登別 自然活動支援組織モモン ガくらぶ	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 15,716,000円
都市整備部	千代の台集会所	新生町三丁目町会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 148,000円
教育委員会	登別市ネイチャーセンター	特定非営利活動法人登別 自然活動支援組織モモン ガくらぶ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 38,333,000円

※抽出した団体を記載しているが、他の団体についても提出資料を基に監査を行っている。

3 監査の方法

所管グループに提出を求めた監査資料及び協定書等の資料に基づき書類審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員から内容について聴取した。

また、登別市市民活動センターについては、現地監査を実施し、施設管理等の状況について関係者から説明を受けた。

4 監査の結果

監査の結果、施設の管理等に関する業務、会計に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められた。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

【市民生活部】

《登別市コミュニティーセンター》

事業報告書に記載誤りのある例が散見されたほか、収支決算の根拠書類である領

収書等の添付が不足している例、預金利息を収入に計上していない例が見受けられた。

また、収支決算書に添付する預金通帳の写しに表紙部分がないため口座名義の確認ができない事例が多数見受けられた。

管理業務の適正性を確認するためには、業務の実施状況、施設の利用状況、収支の状況等の精査が不可欠であることから、事業報告書に関して主要な記載事項の誤りや関係書類に不足がないよう留意されるとともに、担当グループにおいては、市が支出した委託料の使用の正当性の確認にとどまらず、各センターが安定的に運営されるための収支把握の観点から、毎年度の繰越金についても確認するなど、施設運営のあり方や経理状況等について指定管理者に対し適切な指導・助言を行うよう望むものである。

【市民生活部】

《登別市市民活動センター》

現地監査の結果、施設及び備品の管理状況、経理状況等について適正であるものと認められた。

施設の美化・衛生管理や防犯・防火管理などの施設維持が適切に行われ、高齢利用者の要望に沿った配慮とともに利用者ニーズを把握して施設運営に活かす取り組みがなされているなど、市民活動の支援に資する施設運営がなされていることを確認した。

一方で、施設内の夏季の暑さ対策が必要であり、特に熱中症予防の観点から冷水機など水分補給ができる機器の設置が必要であると思われる。

また、施設内の一部スペースの名称が利用実態にそぐわない事例があったことから、将来的な名称変更について検討されたい。

さらに、指定管理業務の必須事項ではないが、自主財源による独自の事業について、市民活動センターの更なる活性化に資することが期待されることから、実施に向けて前向きに検討されたい。

今後も、市民活動の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与する施設として活用されることを望むものである。